

## 【資料 3】

国家公務員制度改革推進本部の副本部長の特定及び同本部事務局職員の任命権の委任について

（平成 20 年 7 月 4 日  
閣 議 決 定）

国家公務員制度改革基本法（平成 20 年法律第 68 号）の施行（平成 20 年 7 月 11 日）により内閣に国家公務員制度改革推進本部が設置されることに伴い、下記の事項を定めることとする。

### 記

- 1 国家公務員制度改革推進副本部長に充てられる国務大臣は、内閣官房長官、公務員制度改革担当大臣及び総務大臣とする。
- 2 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 55 条第 2 項の規定に基づき、事務局職員の任命権は、国家公務員制度改革推進副本部長である内閣総理大臣に委任する。ただし、事務局職員のうち、日々雇い入れられる非常勤職員の任命権は、事務局長に委任する。